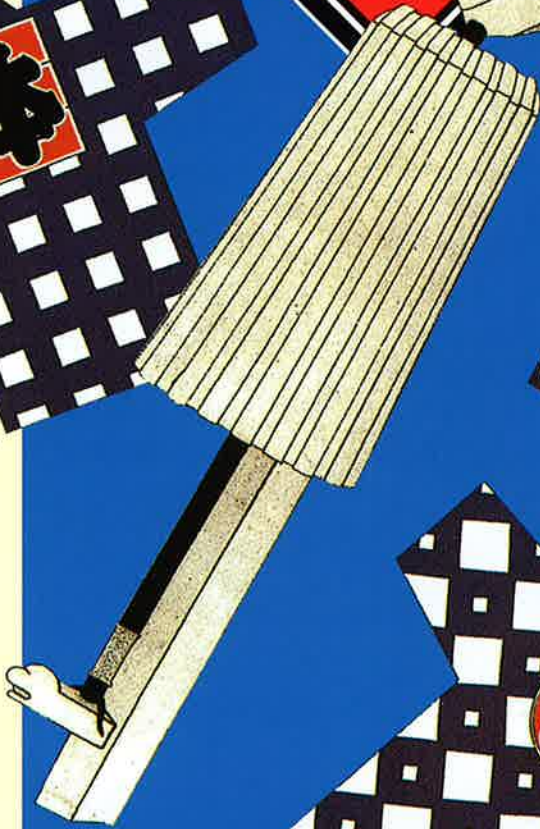
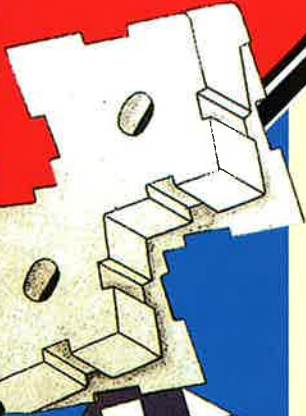
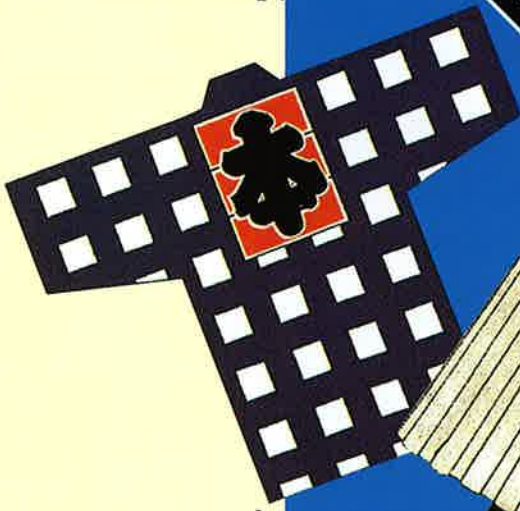


福祉  
共済制度の  
しおり





## 制度の沿革

昭和44年7月に発足した消防団員福祉共済制度は、当初民間保険3社へその運営を委託することにより行われてきたが、昭和55年7月1日からは日本消防協会による自家共済へと移行し、名実ともに消防団員の共済制度として多くの実績を上げてきました。

本共済は、健全運営を旨とし「一人は万人のため、万人は一人のため」に役立つ相互扶助共済として、消防関係者の連帯の強化に努めてきました。

その結果、極めて高い加入状況を実現することができました。

これまでの死亡の場合の共済支払いの実態をみますと、疾病による死亡は30～60歳代、交通事故や労働災害による死亡は20～50歳代の層に集中しております。いうまでもなくこの年代は、消防活動にのみならず一家を支える働き手の中心であり、消防団員の健康管理に対する強力な施策の推進を図ることはもとより、共済制度の必要性を痛感するところであります。

既にご案内のとおり、近年の社会情勢の進展に伴い各種保険や共済金等の支給額が引き上

げられている状況に鑑み、本福祉共済制度についても、より一層の充実を図るため、平成7年度から福祉対策事業を併合するとともに納付内容の引き上げを行ったところであります。

また平成12年度から更なる加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、

- ① 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- ② 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- ③ 殉職会員の慰霊祭の事業
- ④ 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業等を行っております。

今後、本制度が消防団員の福祉厚生の大きな柱として、ますます発展し所期の目的を達成することができますよう、各市町村のご協力お願いいたしますとともに、制度本旨に基づく全消防団員の加入について、強く切望するところであります。

平成14年度消防団員福祉共済制度一部改正に伴い遺族援護金・生活援護金が新たに加わり、より一層の充実を図っております。



## 加入資格と加入方法

- 1 加入資格……年齢80歳6ヶ月未満の消防団員、消防職員及び都道府県消防協会職員等で加入時に健康な者
- 2 加入申込……消防団(本部)ごとに加入者を取りまとめ、所定の加入申込書3部に必要事項を記入捺印のうえ、1部を消防団(本部)事務担当者の控えとし、他の2部を都道府県消防協会に提出してください。なお、消防団(本部)全員加入の場合は加入者名簿を省略することができます。
- 3 契約期間……毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以後毎年更新できます。
- 4 加入の時期……毎年4月1日とし、中途加入は翌年の1月1日までとなります。



## 掛金

- 1 掛金の額……加入者1人当たりの掛金は、年額3,000円です。
- 2 払込方法……消防団(本部)ごとに取りまとめ、送金通知書添付のうえ、毎月15日までに都道府県消防協会へ送金して下さい。

(単位:円)

加入の月	掛金額	加入の月	掛金額
4月1日	3,000	9月1日	1,750
5月1日	2,750	10月1日	1,500
6月1日	2,500	11月1日	1,250
7月1日	2,250	12月1日	1,000
8月1日	2,000	1月1日	750



## 福祉共済制度の給付内容

区分	事由	給付名称	金額(円)
死亡	公務	遺族援護金	1,000,000
		弔慰金	20,000,000
		保育援護金	1人 250,000
重度障害	公務	遺族援護金	1,000,000
		生活援護金	1,000,000
		重度障害見舞金	20,000,000
障害	公務外	保育援護金	1人 250,000
		生活援護金	1,000,000
		障害見舞金	2級 500,000 3級 300,000 4級 180,000 5級 90,000 6級 60,000
入院	事故又は疾病による入院	入院見舞金(120日限度)	15日以上 1,500 1日

備考 公務上の死亡又は重度障害に対しては、福祉対策事業による弔慰救済金が付加贈与されます。



## 福祉対策による弔慰救済金贈与基準

	贈与基準	金額(円)	
弔慰金	1. 災害の現場において危険を予想し得るにかかわらず敢然これを冒してその職務を執行した場合	10,000,000以内	
	2. 前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準すべき場所において職務を執行した場合	7,000,000以内	
	3. 災害現場若しくはこれに準すべき場所に職務執行のために赴かんとし事故にあった場合又は消防訓練等公務の執行に際し自己の重大なる過失によらない場合	5,000,000以内	
障害見舞金	両眼の視力を失い、又は両腕若しくは両足を失った者及び精神的若しくは肉体的にこれに準ずる重度障害の状態となった者	4. 弔慰金1号に相当する場合	6,000,000以内
		5. 弔慰金2号に相当する場合	4,500,000以内
		6. 弔慰金3号に相当する場合	2,500,000以内
	1眼の視力を失い、又は1腕若しくは1足を失った者及び精神的若しくは肉体的にこれに準ずる永久的障害を受けた者	7. 弔慰金1号、2号に相当する場合 損害補償に係る法令の障害等級第4級～第6級	750,000以内
		8. 弔慰金1号、2号に相当する場合 損害補償に係る法令の障害等級第7級～第9級	500,000以内
		9. 弔慰金3号に相当する場合 損害補償に係る法令の障害等級第4級～第6級	500,000以内
		10. 弔慰金3号に相当する場合 損害補償に係る法令の障害等級第7級～第9級	400,000以内



## 共済金等の請求・支払の方法

共済金等を請求するときは、所定の様式により消防団（本部）を経由のうえ、都道府県消防協会へ提出して下さい。請求を受けた日本消防協会は、審査のうえ都道府県消防協会・消防団（本部）を経て受取人に支払います。



## 共済金等を支払わない場合

### 1 遺族援護金・生活援護金

- (1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害状態になったとき。
- (2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害になったとき。
- (3) 弔慰金の受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害にさせたとき。
- (4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、又は重度障害になったとき。
- (5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害の状態になったとき。

### 2 障害見舞金・入院見舞金

- (1) 加入者の故意又は重大な過失のとき。
- (2) 加入者の違法行為によるとき
- (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。
- (4) 加入者の自殺未遂によるとき。
- (5) 戦争その他の変乱によるとき。



問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者、都道府県消防協会、日本消防協会福祉部

**財日本消防協会**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館  
☎(03) 3503-3074 (福祉部) [www.nissho.or.jp/](http://www.nissho.or.jp/)